
横浜市

第 35 回道路高架下等利用計画検討会

資料 1 別添 図面集

資料内容

- 1 港南区下永谷六丁目
- 2 南区山谷
- 3 青葉区新石川三丁目 B

1 港南区下永谷六丁目

1-1 位置図

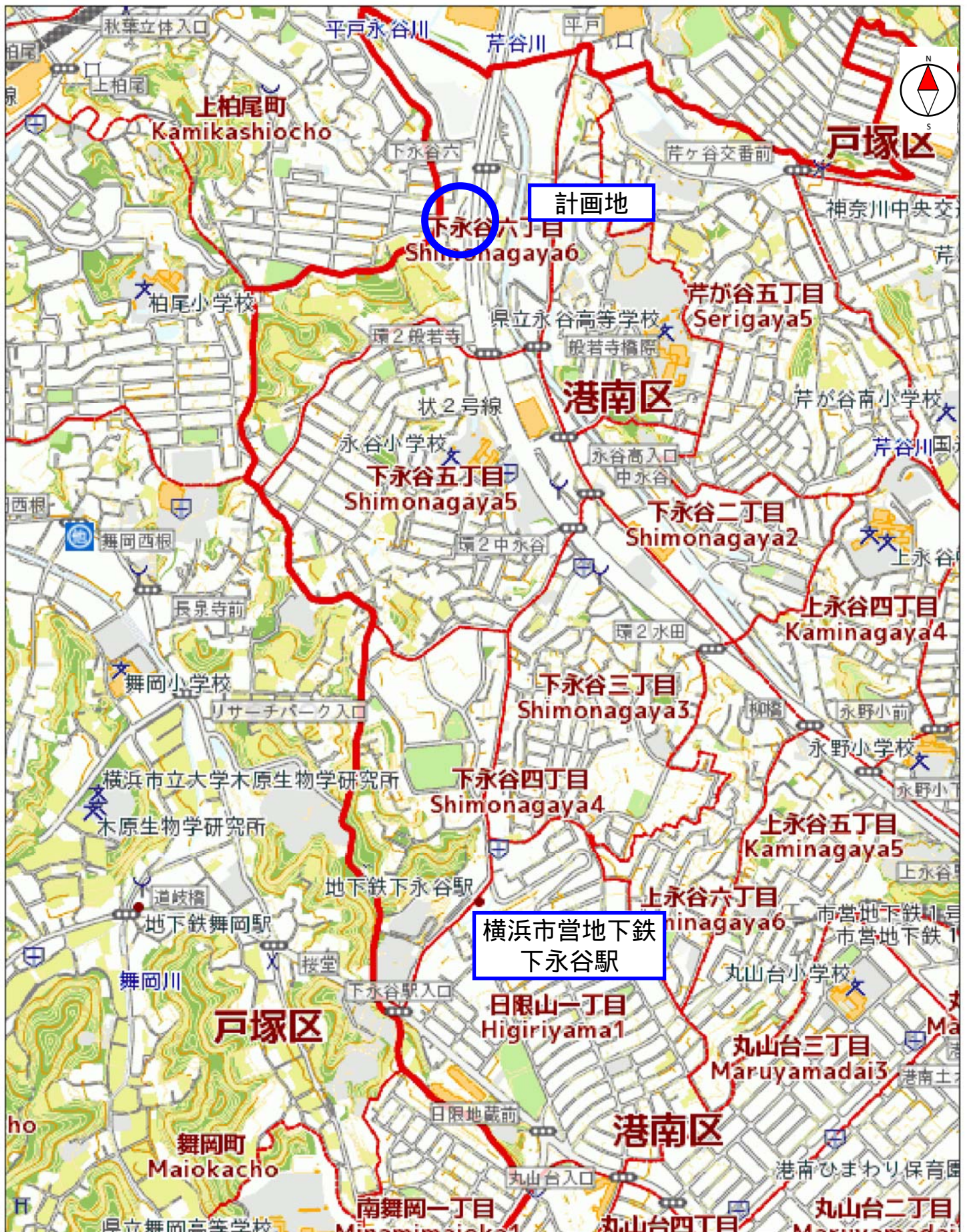
1-2 案内図

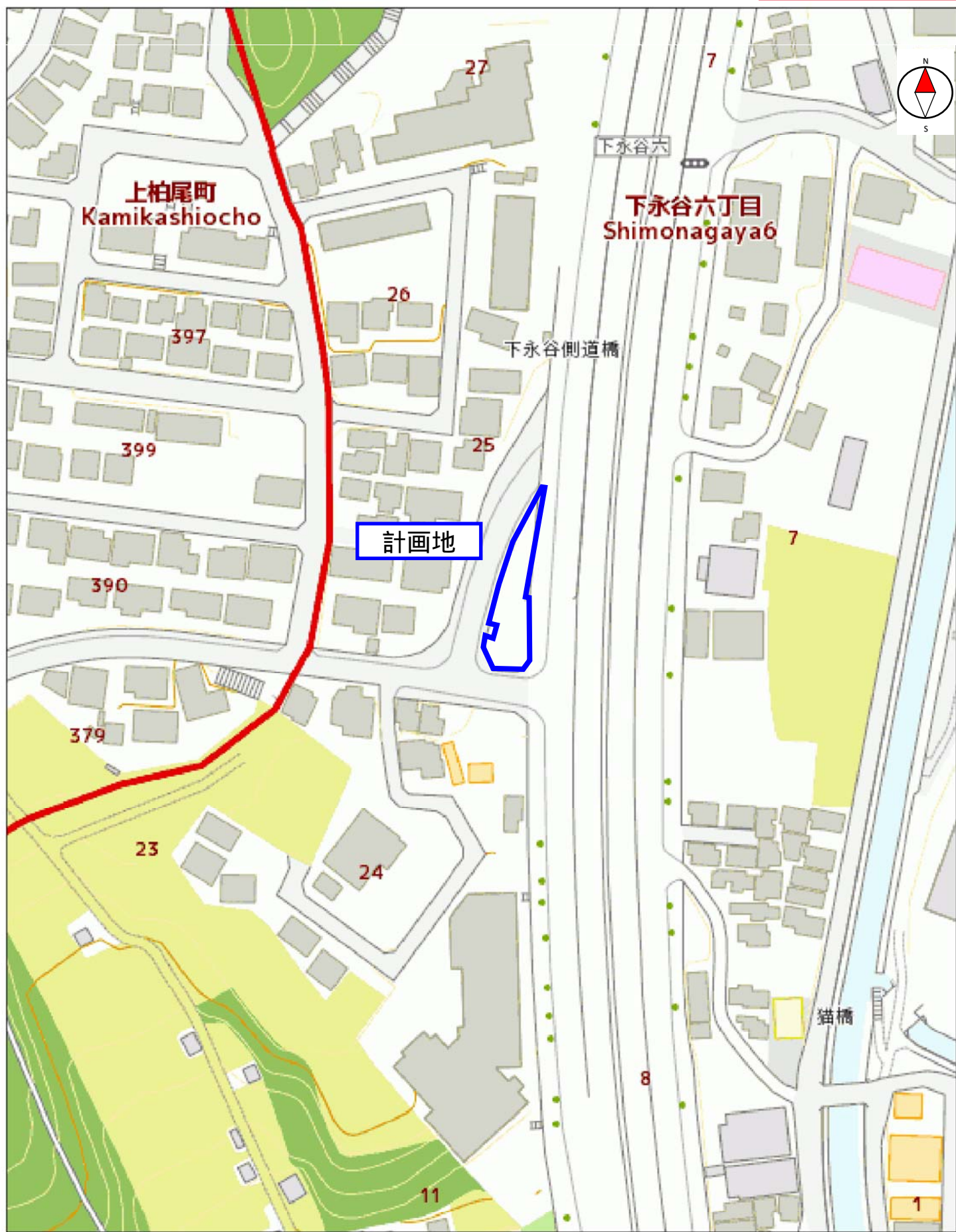
1-3 用途地域図

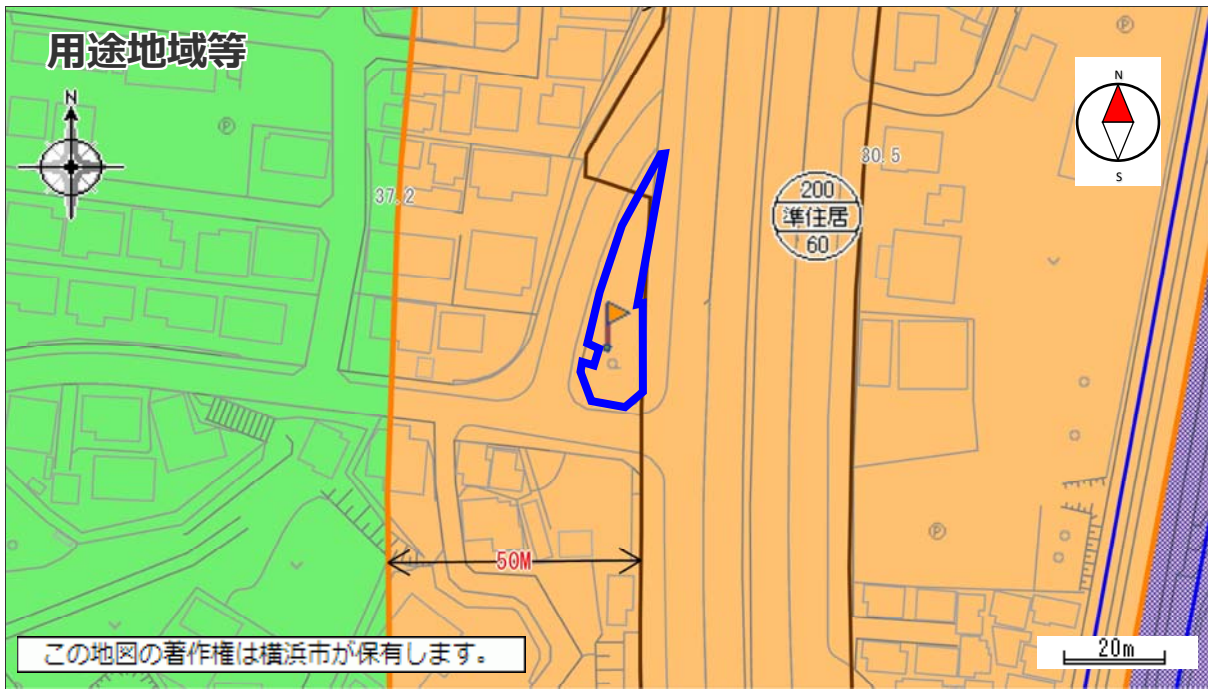
1-4 平面図 1

1-5 平面図 2

1-6 案内写真



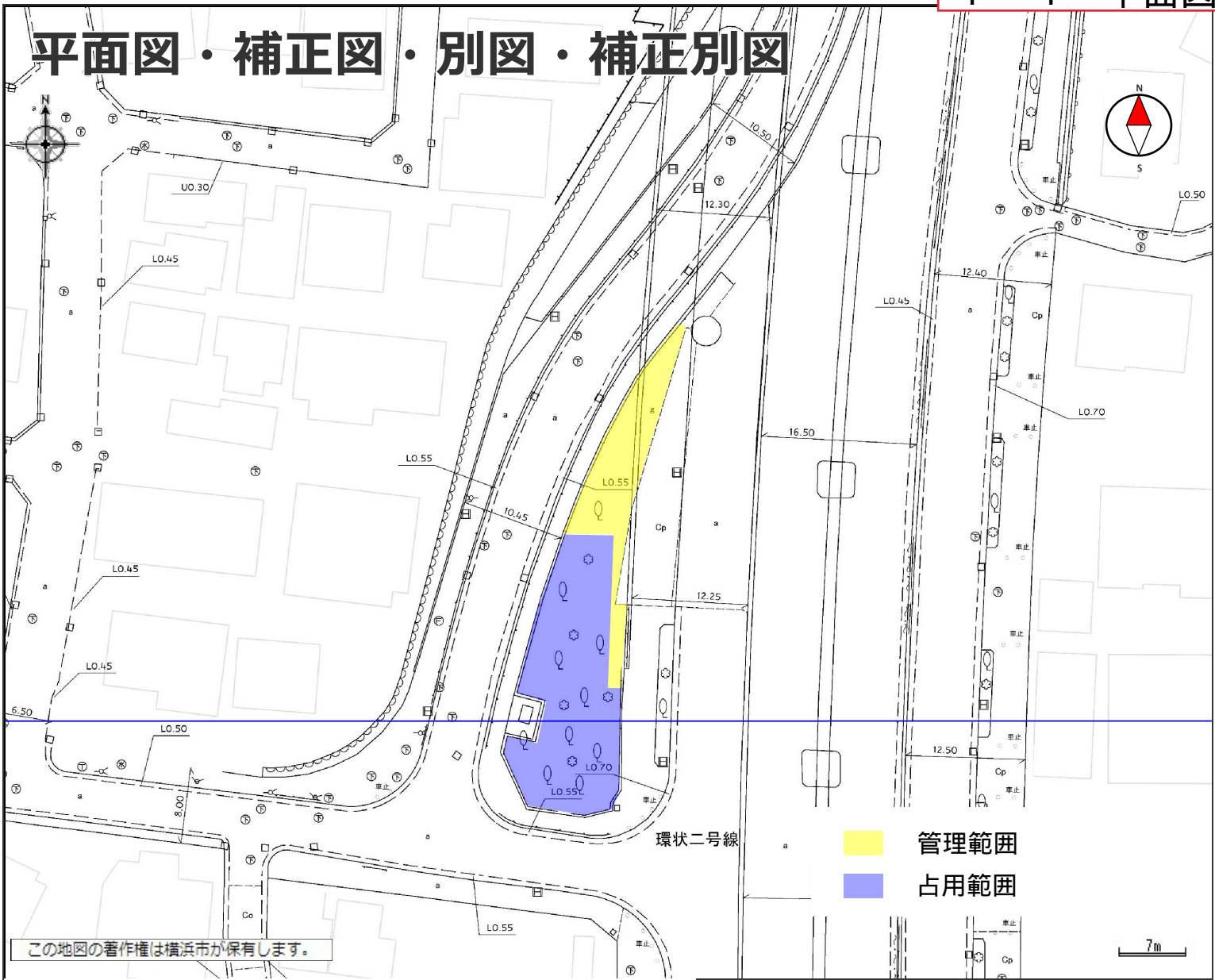




この地図の著作権は横浜市が保有します。

<p>(凡 例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域 (第7種高度地区) 商業地域 (最低限1種高度地区) 準工業地域 (第5種高度地区) 工業地域 (第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域</p> <p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 (第6種高度地区) 商業地域 (最低限2種高度地区) 準工業地域 (第7種高度地区) 工業地域 (第7種高度地区) 最低限3種高度地区</p> <p>用途界 地番界 (区域区分のみ) 都市計画道路</p> <p>道路界 地形地物界等 (区域区分のみ) 都市計画河川</p>		<p>区域区分 市街化区域</p> <p>用途地域 準住居地域 建蔽率: 60% 容積率: 200%</p> <p>高度地区 高度地区 (最高限): 第4種高度地区</p> <p>緑化地域 緑化地域</p> <p>防火・準防火地域 準防火地域</p> <p>建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p> <p>日影規制 高さ10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間</p> <p>宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域</p> <p>駐車場条例の附置義務区域 周辺地区又は自動車ふくそう地区</p> <p>景観計画 景観計画 (全市域)</p> <p>図面番号 135</p> <p>図面番号 (旧) 128</p>
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>		<p>容積率 用途地域 建蔽率</p>
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>		
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>		

平面図・補正図・別図・補正別図



この地図の著作権は横浜市が保有します。

【 平面図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

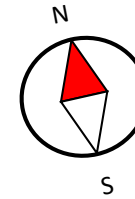
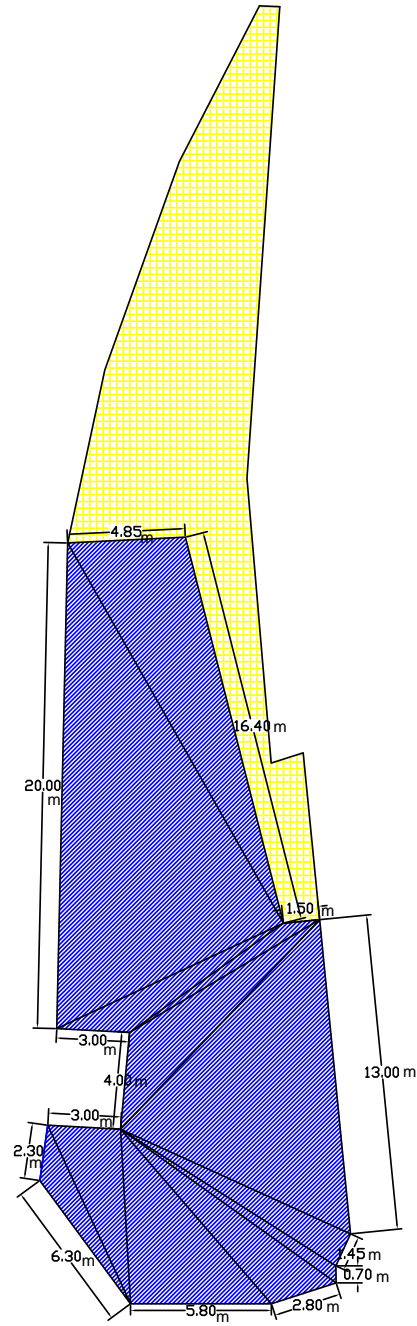
【 補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

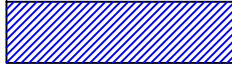

【 別図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
 ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

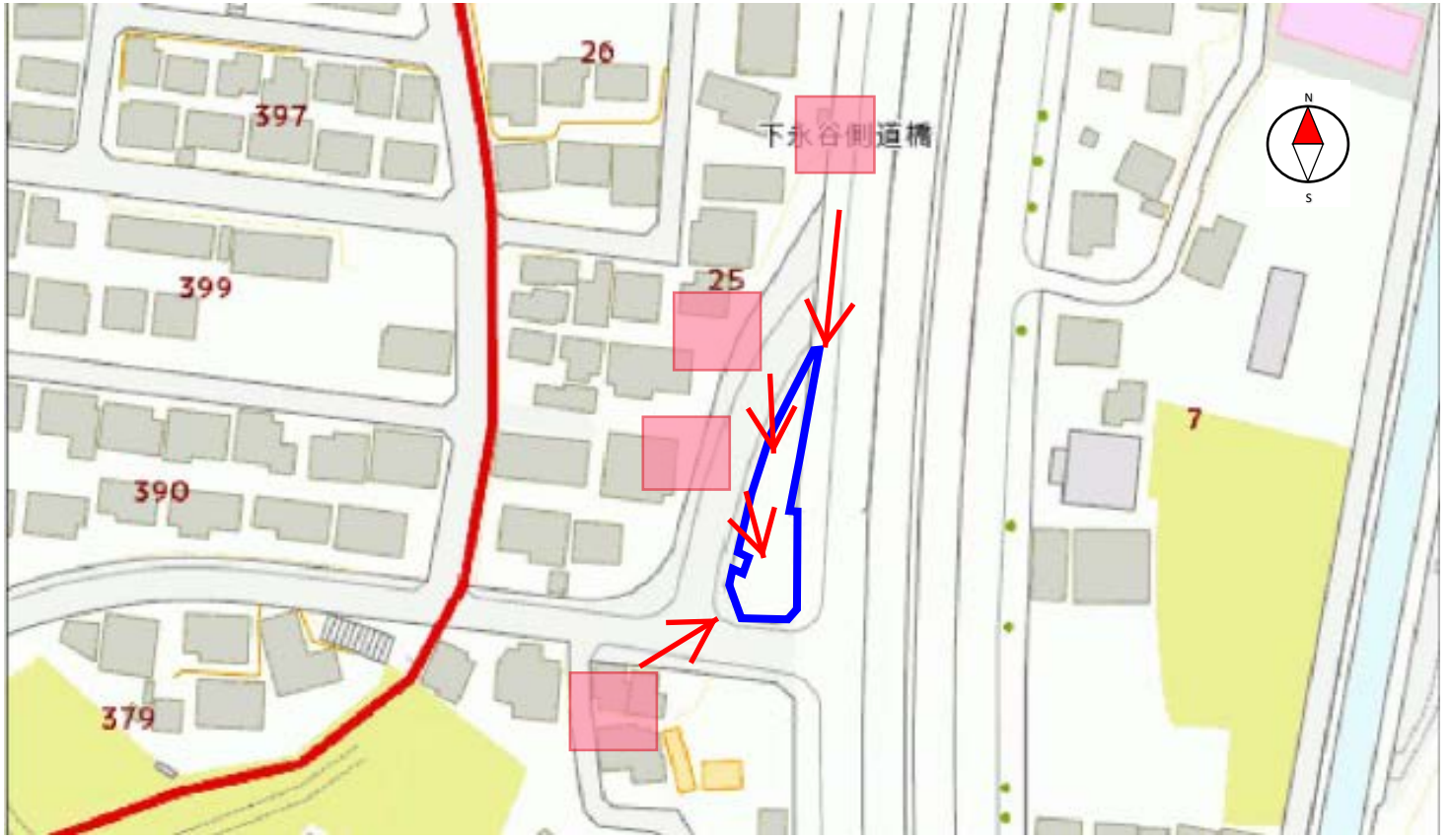
【 共通事項 】
 ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局までご確認ください。
 ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課までご確認ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
 ・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。
 ・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年5月20日



 : 占用範囲 271.25m²
 : 管理範囲

所在地	横浜市港南区下永谷六丁目284-42 ほか
図面名	平面図
横浜市道路局	



2 南区山谷

2-1 位置図

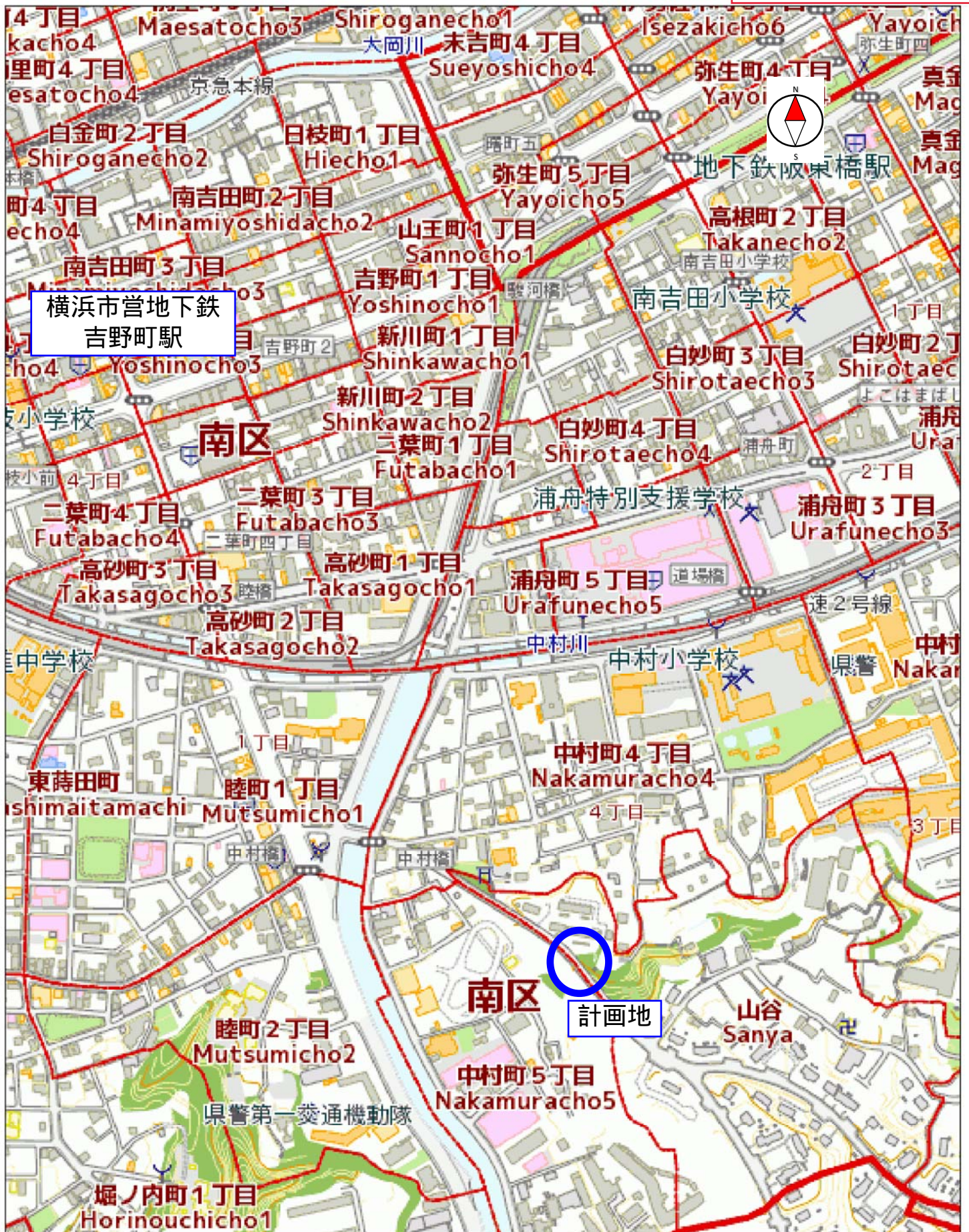
2-2 案内図

2-3 用途地域図

2-4 平面図 1

2-5 平面図 2

2-6 案内写真

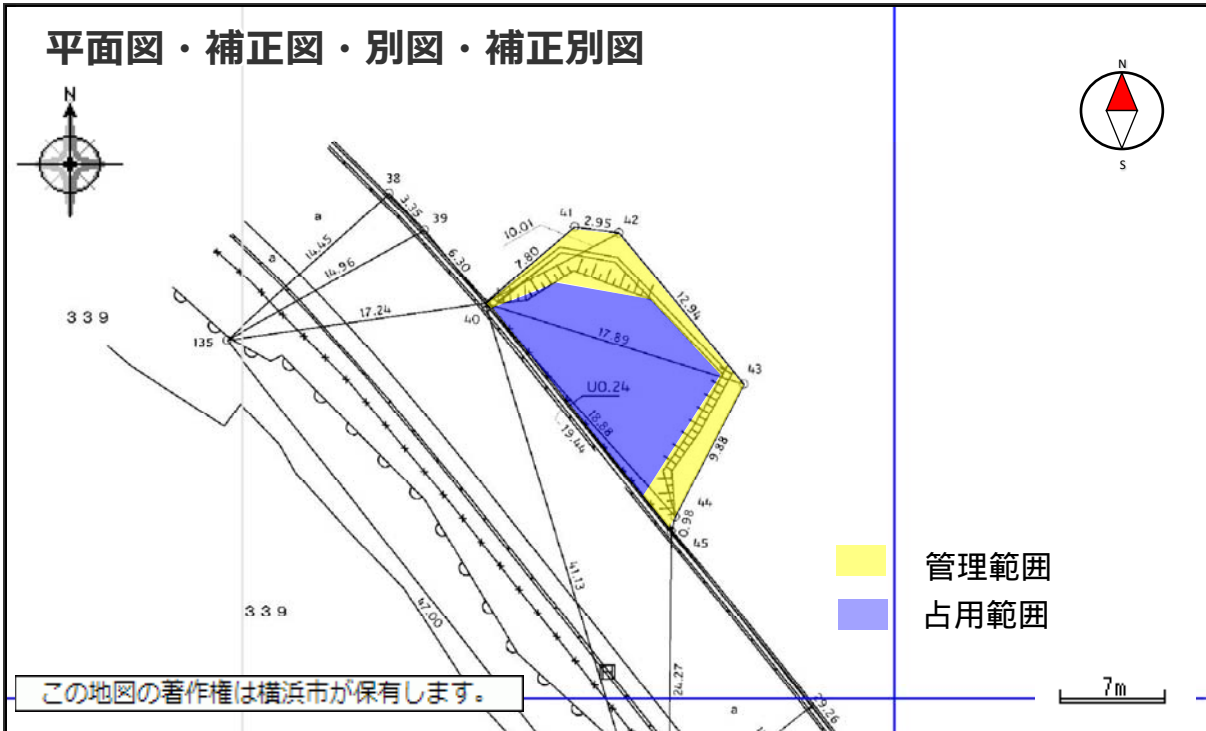


南区区民生活マップ





<p>(凡 例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域 (第7種高度地区) 商業地域 (最低限1種高度地区) 準工業地域 (第5種高度地区) 工業地域 (第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域 用途界 地番界 (区域区分のみ) 都市計画道路</p>		<p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 (第6種高度地区) 商業地域 (最低限2種高度地区) 準工業地域 (第7種高度地区) 工業地域 (第7種高度地区) 最低限3種高度地区 道路界 地形地物界等 (区域区分のみ) 都市計画河川</p>		<p>区域区分 市街化区域</p>	
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>				<p>用途地域 第1種住居地域 建蔽率：60% 容積率：200%</p>	
				<p>高度地区 高度地区 (最高限)：第4種高度地区</p>	
				<p>緑化地域 緑化地域</p>	
				<p>防火・準防火地域 準防火地域</p>	
				<p>建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p>	
				<p>日影規制 高さ10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間</p>	
				<p>宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域</p>	
				<p>駐車場条例の附置義務区域 周辺地区又は自動車ふくそう地区</p>	
				<p>景観計画 景観計画 (全地域)</p>	
				<p>図面番号 127</p>	
				<p>図面番号 (旧) 120</p>	
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>					
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>					



【 平面図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

【 補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和3年12月1日

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

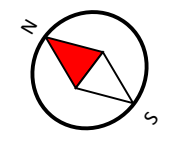
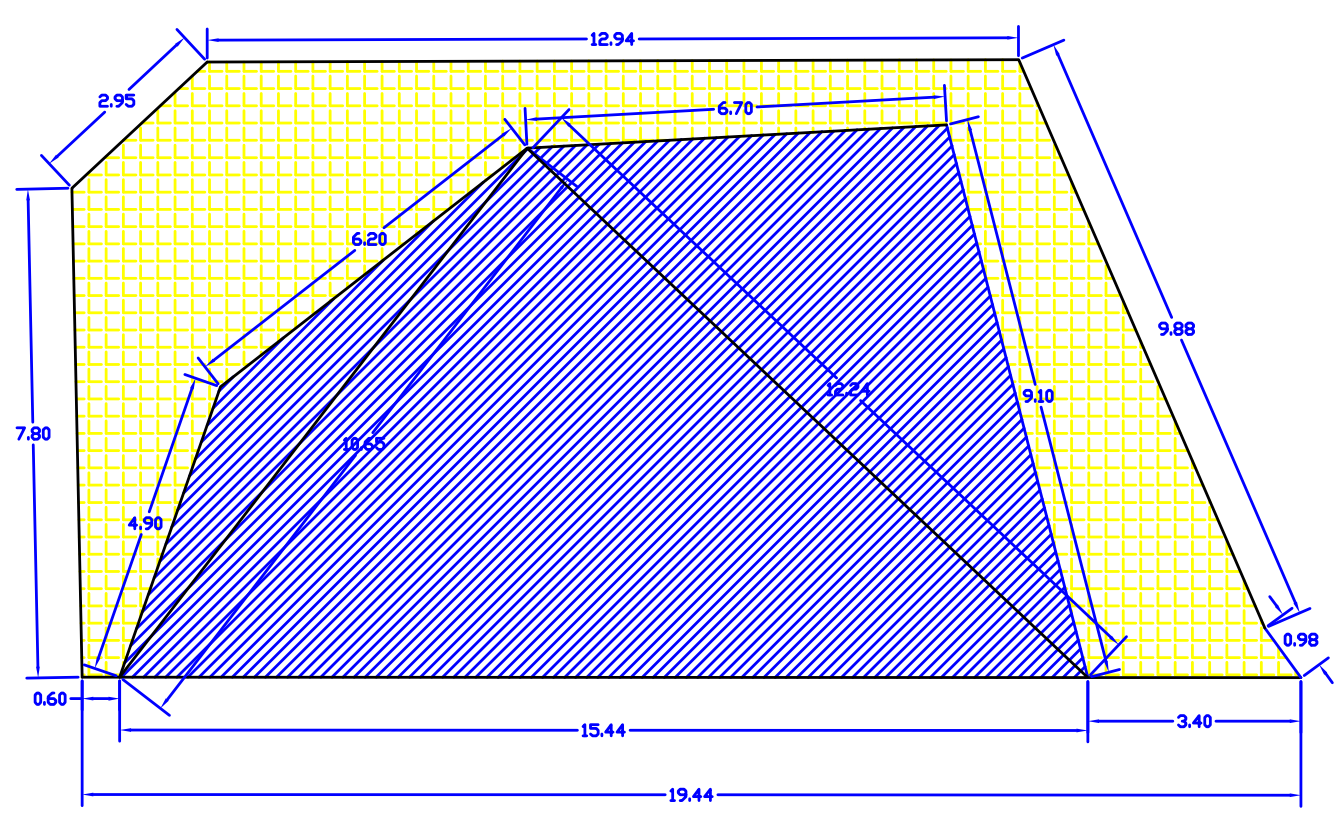
・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。


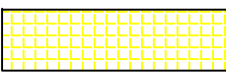
【 共通事項 】
 ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。

・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

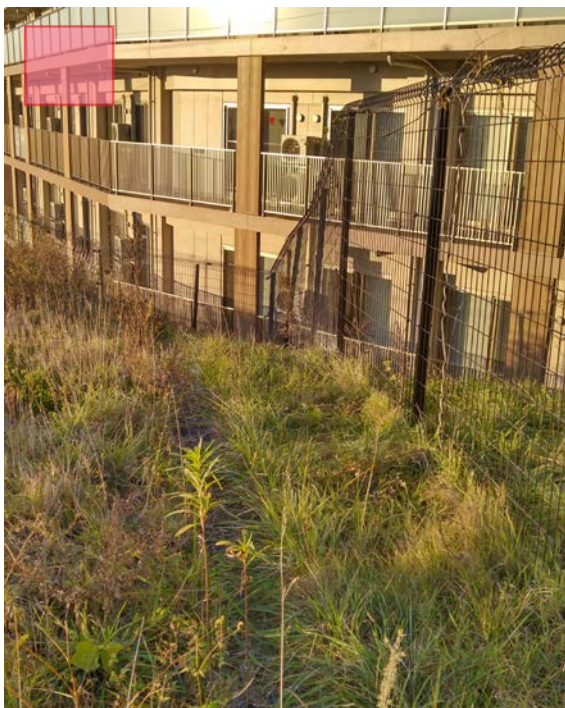
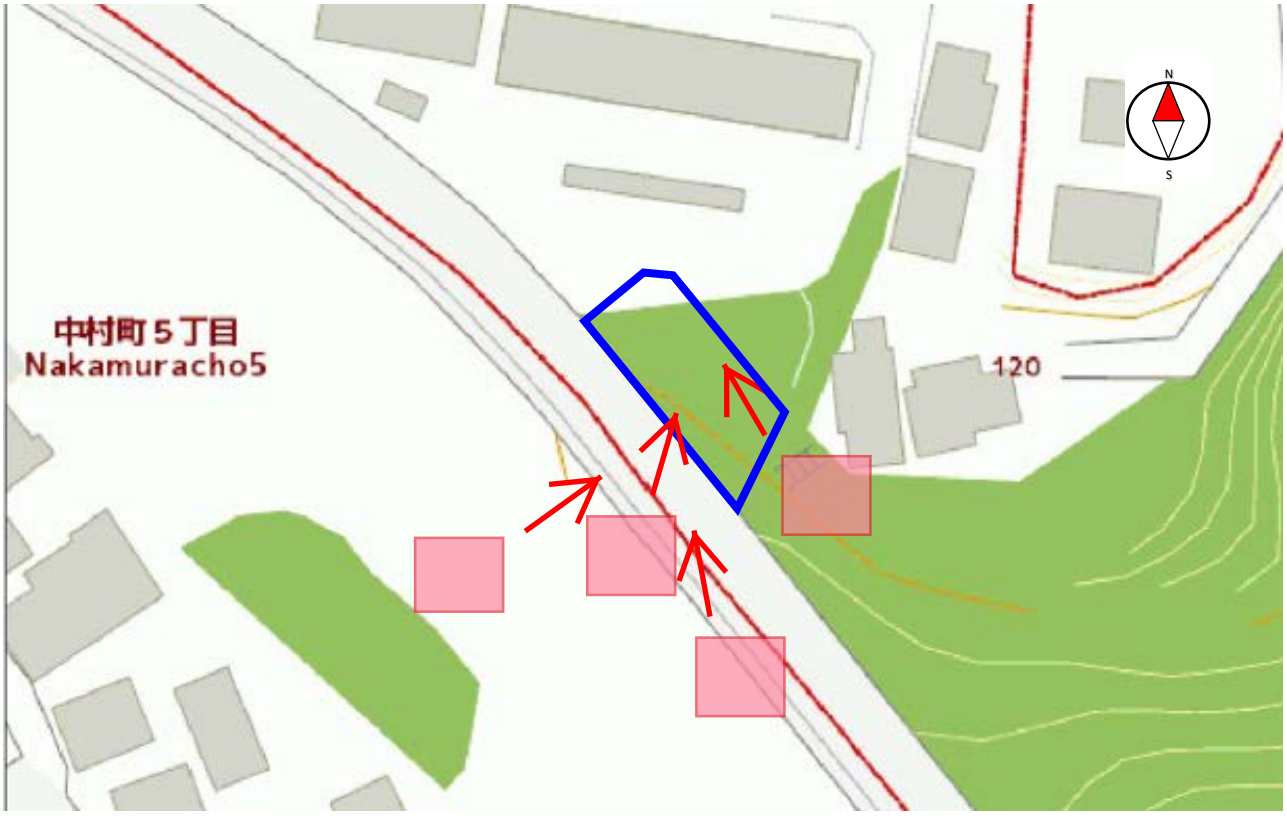
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。



 : 占用範囲 103.34m²
 : 管理範囲

所在地	横浜市南区山谷115-8
図面名	平面図
横浜市道路局	



3 青葉区新石川三丁目B

3-1 位置図

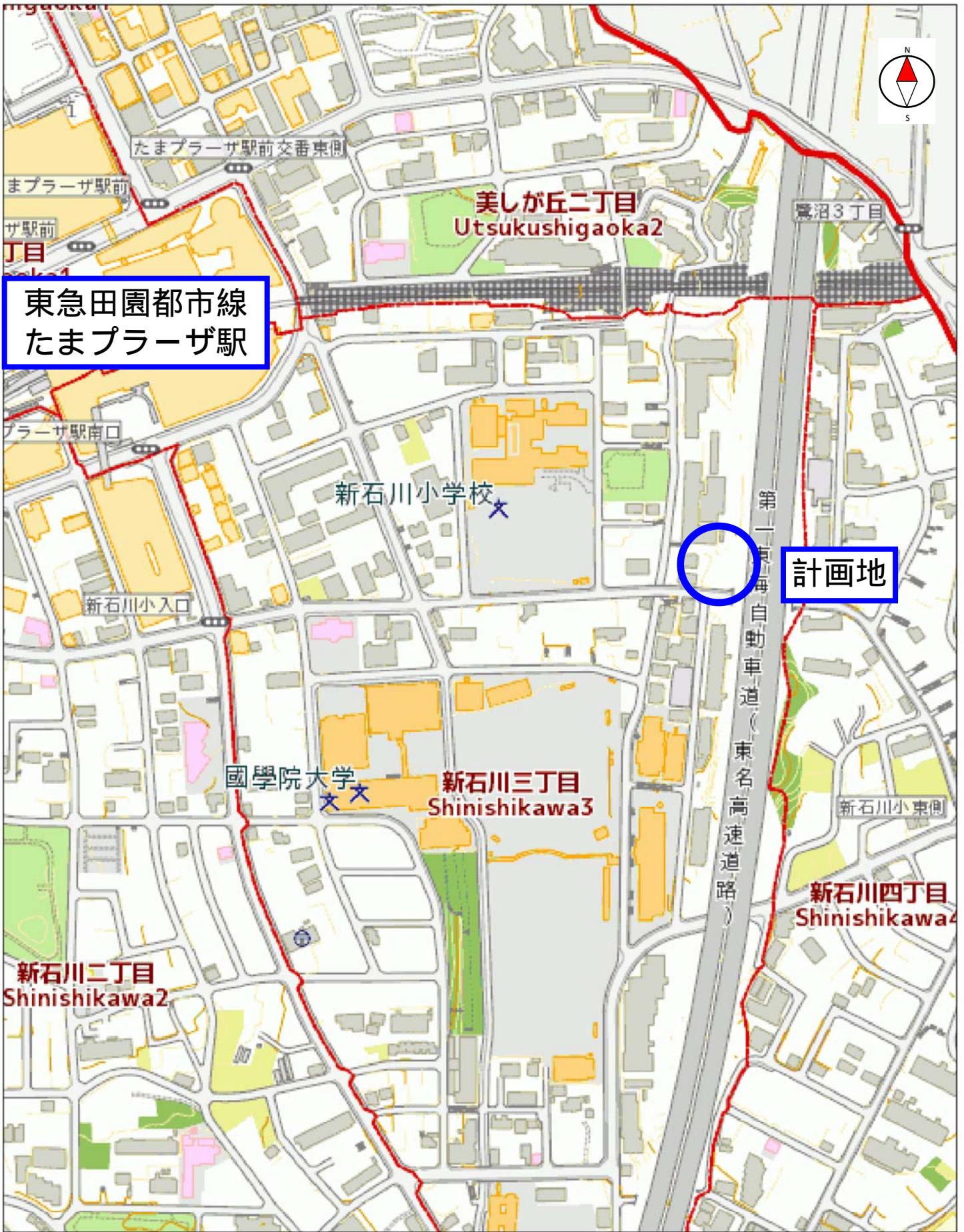
3-2 案内図

3-3 用途地域図

3-4 平面図 1

3-5 平面図 2

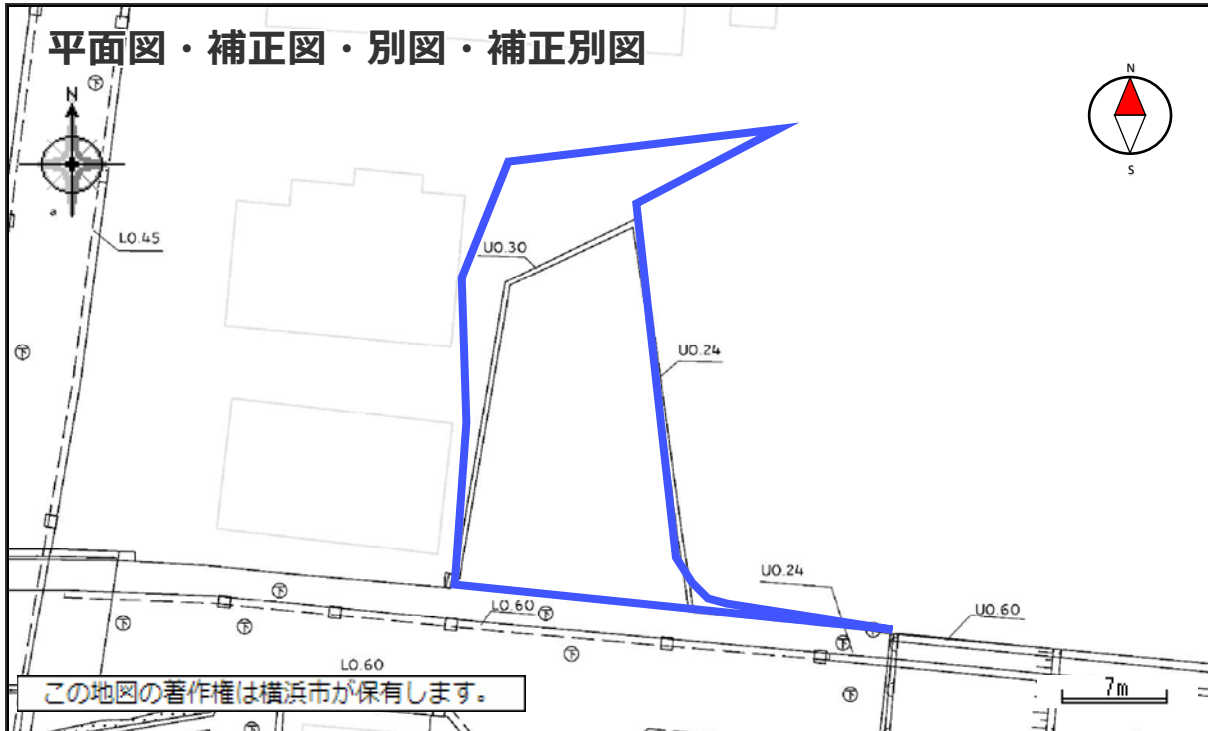
3-6 案内写真







<p>(凡 例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域 (第7種高度地区) 商業地域 (最低限1種高度地区) 準工業地域 (第5種高度地区) 工業地域 (第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域 用途界 地番界 (区域区分のみ) 都市計画道路</p> <p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 (第6種高度地区) 商業地域 (最低限2種高度地区) 準工業地域 (第7種高度地区) 工業地域 (第7種高度地区) 最低限3種高度地区 道路界 地形地物界等 (区域区分のみ) 都市計画河川</p> <p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p> <p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p> <p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>		<p>区域区分 市街化区域</p> <p>用途地域 第1種住居地域 建蔽率：60% 容積率：200%</p> <p>高度地区 高度地区 (最高限)：第4種高度地区</p> <p>緑化地域 緑化地域</p> <p>防火・準防火地域 準防火地域</p> <p>建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p> <p>日影規制 高さ10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間</p> <p>宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域</p> <p>駐車場条例の附置義務区域 周辺地区又は自動車ふくそう地区</p> <p>景観計画 景観計画 (全市域)</p> <p>図面番号 7</p> <p>図面番号 (旧) 5</p>
---	--	---



【 平面図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

【 補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

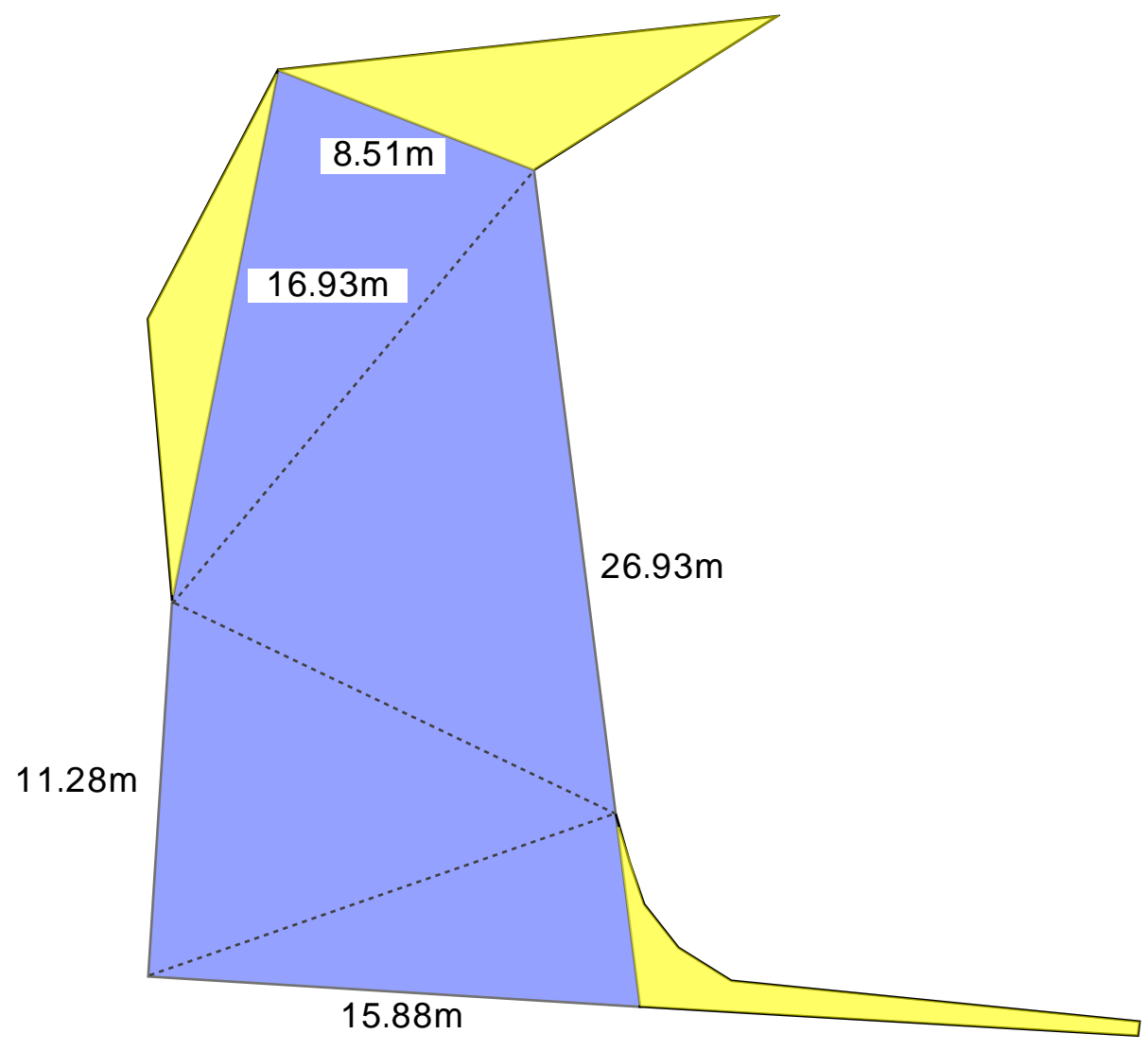
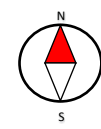
【 別図補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
 ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】
 ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
 ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和4年1月20日



占用範囲 337.22㎡
 管理範囲

所在地	横浜市青葉区新石川三丁目2483-3ほか
図面名	平面図
横浜市道路局	

